

【お知らせ】 ブロック塀等の安全対策について

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震（最大震度6弱）により、石塀やブロック塀（以下「ブロック塀等」という。）が倒壊し、死傷者が出るなど大きな被害が発生しました。

また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の際にも、多くのブロック塀等が倒壊する被害が発生しています。



建築基準法では、ブロック塀等が倒壊しないための最低限の基準を定めています。ブロック塀等の改修及び新設をする場合は、基準を守っていただくようお願いします。

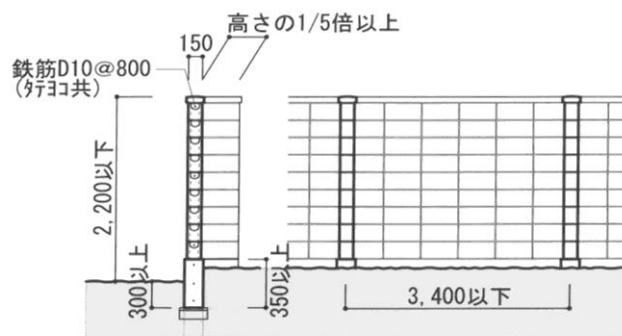
また、既存のブロック塀等についても、基準に従い設置されていない場合や劣化の具合によっては倒壊のおそれがありますので、安全点検を実施するとともに、必要に応じて補強工事や撤去などの安全対策の実施をお願いします。

ブロック塀等の安全点検や安全対策については、建築士等の専門知識を有する方に相談していただくことをおすすめします。

なお、ブロック塀等の基準は次のとおりです。

【ブロック塀（補強コンクリート造）】

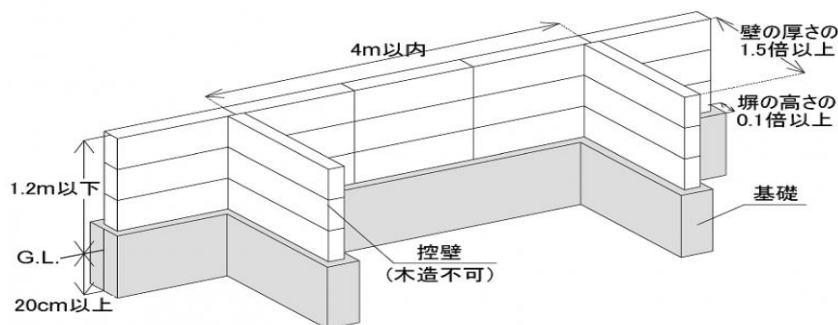
- 塀の高さ 2.2m以下
- 壁の厚さ 15cm以上（高さが2m以下の場合は、10cm以上）
- 壁頂及び基礎の横筋の鉄筋径 9mm以上
- 壁端部及び隅角部の縦筋の鉄筋径 9mm以上
- 縦筋及び横筋の間隔 80cm以上
- 控壁の幅 塀の高さの1/5倍以上
- 控壁の間隔 3.4m以内
- 基礎の根入れ（基礎の地中に埋め込まれている部分）の深さ 30cm以上
- 基礎の丈 35cm以上



<イメージ図>

※安全なブロック塀について、詳しく知りたい方は下記ホームページを参考にしてください。
(社)全国建築コンクリートブロック工業会HP（外部サイトリンク）
<http://www.jcba-jp.com/daijiten/index.html>

【石塀（大谷石等）】



※建築基準法施行令第61条による規定内容を図化したものです。なお、国土交通大臣が定めた構造方法により補強され、かつ、国土交通大臣が定める構造計算により構造耐力上安全であることが確かめられた場合についてはこの限りではありません。